

重なる史跡における保存活用

－ 史跡下寺尾官衙遺跡群と史跡下寺尾西方遺跡－

大村 浩司（茅ヶ崎市教育委員会）

1. はじめに

神奈川県茅ヶ崎市に所在する下寺尾遺跡群は、複数の遺跡で構成されているが、そのうちの一つである下寺尾西方遺跡は、縄文時代、弥生時代、古墳時代、飛鳥・奈良・平安時代、中世、近世の遺跡が重なって存在する茅ヶ崎市内でも密度の濃い複合遺跡である（図1）。平成27年3月には、このうちの古代官衙部分が「史跡下寺尾官衙遺跡群」として指定を受け保存活用されている。また4年後の平成31年2月には、弥生時代の環濠集落が「史跡下寺尾西方遺跡」として新たに指定を受け、その結果、同じ遺跡の同一地域において二つの史跡が重なるという事例となった。ここでは、同一地域に重なって存在する遺跡が各々史跡として二重指定を受けた下寺尾西方遺跡について、その保存の経過と現在の取り組み、そして今後の保存活用に向けた動きについて述べることにする。

下寺尾西方遺跡が所在する茅ヶ崎市は、昭和22年（1947）に神奈川県で8番目の市制を施行したが、東京より50kmの位置にあたることから首都圏に通う人口は多く、ベッドタウンとして高度成長時期より都市化が進んできた。市域の面積は、35.76km²を測り、位置は神奈川県のおおむね中央南にあたり南は相模湾に面している。地形的には北部の台地・丘陵地形と南部の低地に分けられ、さらに低地は砂丘地帯と相模川によって形成された自然堤防地形に分けられる。茅ヶ崎市はこうした海や丘陵など自然に恵まれ「湘南」の名とともに人口は増加しており、現在

（2019.11.1）241,946人を数える。市の財政は2019年度で約1,092億円（一般会計約713億円、特別会計約230億円）で、このうち一般会計における文化財関係予算は約1億5千万円で、そのなかでも多くを占めるのが史跡下寺尾官衙遺跡群に関する保存整備費である。なお、茅ヶ崎市における文化財のうち、現在指定されているものは43件で、内訳は国4件、県9件、市30件である。また登録文化財は、国の4件である。また埋蔵文化財については周知の遺跡が216ヶ所を数える。

2. 保存活用の経過

下寺尾西方遺跡を含む下寺尾遺跡群の保存の動き



図1 史跡の位置図

は下寺尾廃寺（七堂伽藍跡）の史跡巡りや記念碑建立に遡ることができる。昭和32年（1957）に建てられた「七堂伽藍跡」の記念碑は地元有志142名の発起で、揮毫を神奈川県知事が行っていることから、当時の関心の高さを感じさせる（図2）。この記念碑の存在は、この地が古代寺院であることをその後伝える役目を果たしてきた。その意味では建碑に関わった方々の想いが叶ったことになる。そして建碑より21年たった時点で茅ヶ崎市史編纂事業にともなう確認調査が行われ、寺院として考古学的な確証を得ることができ、その後の下寺尾官衙遺跡群としての史跡指定につながっていく。

下寺尾西方遺跡においては、昭和38年（1963）の岡本勇による西方貝塚の調査が最初で、縄文時代前期の地点貝塚が確認されている。この調査で縄文時代前期の竪穴住居と重なって発見された弥生時代の溝が後に環濠の一部と判明することになる。一方、高座郡家は平成14年に県立高校建替えに伴う事前調査で発見された。高校建設という開発に伴う調査で発見された遺跡であったが、その内容の重要性から市民や研究団体から保存を求める声が起こり、原因者である神奈川県も遺跡の価値を認識し、事業計画の見直しを図り現状保存するという決定を下すこととなった。開発事業に伴う事前調査ではその多くが記録保存という名で消滅する中、計画変更され現状保存されたことは特筆できる。その後十数年の期間を要したが、まさに市民や研究者、そして行政がそれぞれの立場で粘り強い努力を行い、隣接する下寺



図2 七堂伽藍碑の建立式（1957年）

尾廃寺（七堂伽藍跡）とともに下寺尾官衙遺跡群として平成27年3月に史跡指定を受けることになり、遺跡保存の一つの事例となると思われる（図3）。

指定後には、公有地化、定期的な確認調査、シンポジウムや講座、学習会などの公開普及事業を進めながら、保存活用計画を2ヶ年かけて策定した。策定された「史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」では、本質的価値の一つとして「遺跡の重層的な在り方から、郡家を中心として地域の歴史的な変遷を知ることができる」と評価している。またその後の保存に対する方向性では、重層する遺跡に関し、追加・新指定の方針部分で以下のように示されている。「史跡下寺尾官衙遺跡群と重層する古代以外の遺跡については、その遺跡に関する資料を蓄積するとともに調査研究を進め、客観的な評価を得る必要がある。その上で、遺跡を保存するために、新たな史跡の指定を目指す必要がある。なかでも弥生時代中期の環濠集落については、これまでの調査によって遺跡の価値が確認されていることから、環濠跡が保存されている台地部分を中心に史跡指定に向けた取り組みを進めていく必要がある」史跡下寺尾官衙遺跡群の将来像を定めていく際に、弥生時代遺跡への考え方が明記されていることは大きな特徴として捉えられる。

下寺尾西方遺跡の弥生時代の遺構については、前述した岡本勇による西方貝塚の調査時に確認された溝が最初であり、その後資料が増加し、次第にその



図3 市民主催で開催されたフォーラム

内容が明らかになるにつれ、弥生時代中期の重要な遺跡であることが判明してきた。茅ヶ崎市では保存活用計画の内容に沿って、これらの資料をもとに指定に向けての総括報告書の作成を進め、平成31年2月26日に弥生時代環濠集落として下寺尾西方遺跡が新たに史跡に指定にされた。

3. 史跡の概要

(1) 位置と立地

二つの史跡が重なる下寺尾西方遺跡は茅ヶ崎市の北西部に位置し、相模湾より北に5km、相模川からは東に2.5kmの地点に位置しており、周辺に展開する遺跡とともに下寺尾遺跡群を構成する一遺跡である(図4)。前述したとおり茅ヶ崎市の地形は、大きく北部の台地・丘陵、南部の砂州・砂丘および自然堤防を中心とした沖積地形に分けられる。下寺尾西方遺跡は、北部を中心として広がる台地・丘陵地形に立地しており、西に向かって舌状に延びる平坦

な台地に位置している。遺跡内の標高は西側で12.9m、東側で13.1mとほぼ平坦な状況を示している。

(2) 史跡下寺尾官衙遺跡群の概要

1) 高座郡家

平成14年に調査を担当したかながわ考古学財団によって相模国高座郡の郡衙(家)であると比定され、郡庁院、正倉院、館などの存在が明らかにされた(図5)。郡庁院は、中央に正殿が位置し北側に並行するように後殿、東側に脇殿が存在する。遺構の状況から脇殿と後殿を配している時期と柵列による区画を行っている複数の時期が指摘されている。中心となる正殿の構造は桁行5間×梁行2間の東西方向の側柱式の身舎に四面に廂が付く桁行7間×梁行4間の掘立柱建物で、柱穴の調査によって建替えが確認されている。指定後に郡庁西側で行われた調査では、東側とは異なる桁行4間×梁行3間の側柱建物の存在が明らかになり、東側建物と同じ主軸である



図4 下寺尾官衙遺跡群鳥瞰写真

ことから、東側脇殿に対応する建物と考えられている。正倉院については郡庁後殿より約100mの空地を挟んだ北側に位置している。台地北縁部分に総柱式建物4棟が東西方向一直線に並んでおり、その南側には側柱式建物がほぼ平行して存在している。総柱式建物は桁行3間×梁行3間の建物で、約10.6mの間隔で建てられている。南側の側柱式建物は確認された範囲で梁行2間で桁行12間以上という長大な建物である。また館・厨と考えられている竪穴建

物や溝もちの掘立柱建物などの一群も検出され、円面硯など官衙特有の遺物が出土している。

指定後に郡庁より北西側約70m地点で行われた調査では、規模の大きな柱穴を有する掘立柱建物や廃棄土坑などの官衙関連遺構を確認し西方建物の存在を明らかにした。掘立柱建物は概ね並立する位置で2棟が確認され、このうち西側建物は桁行4間×梁行2間の南北棟の側柱建物で、建物規模を推定すると南北約11m×東西6mとなる。一方、東側建物は

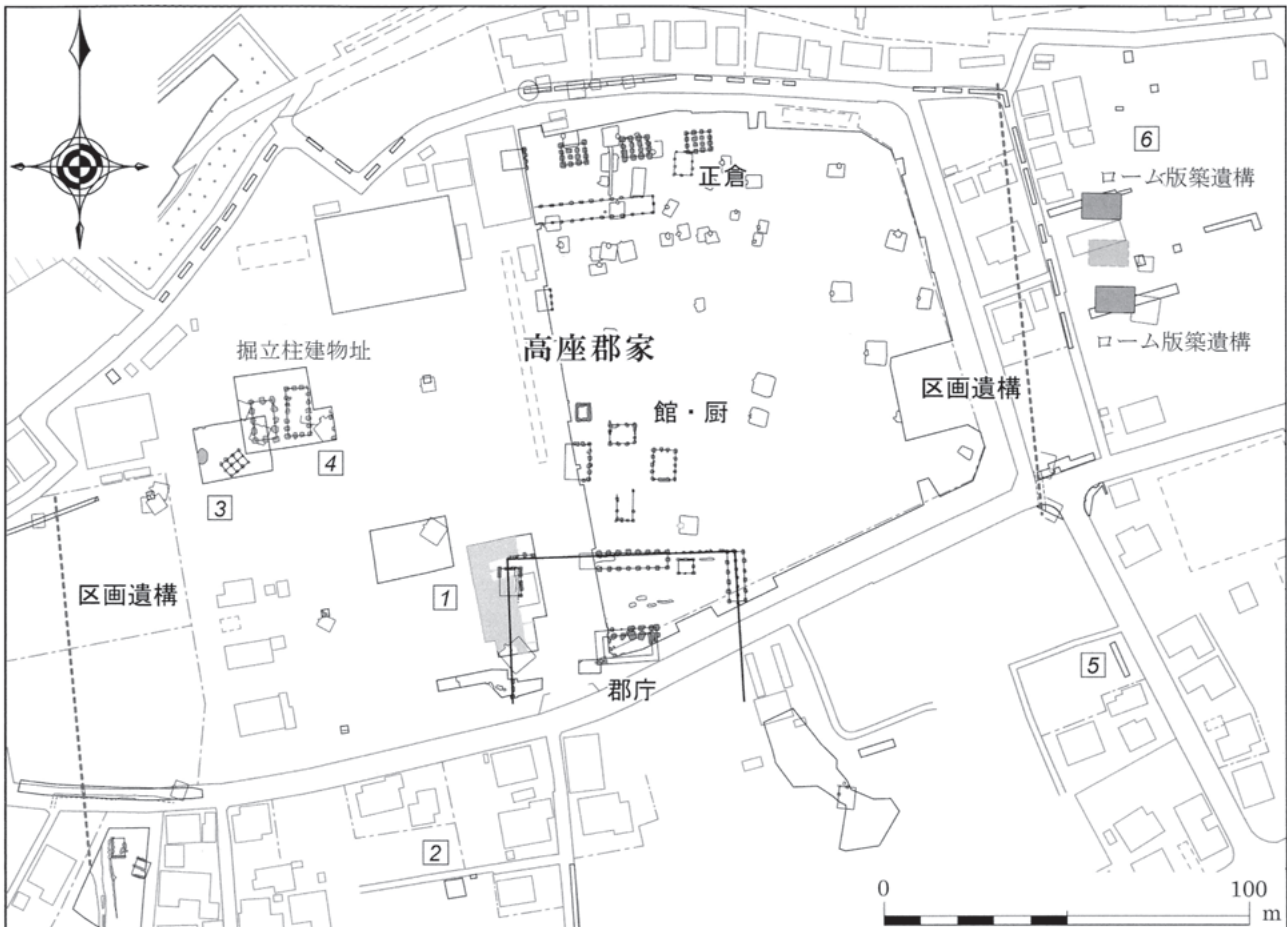


図5 郡庁と正倉および高座郡家の遺構配置図（写真は神奈川県教育委員会提供）

桁行6間×梁行3間の南北棟の側柱建物で、規模は南北約13m×東西6mである。西方建物の時期は概ね7世紀末～8世紀初めと推定しているが、両建物は微妙に柱筋が異なることや建物の構造から西側建物が東側建物より新しいと推定され時期差があると考えられる。また同地点からは、楕円形を呈する廃棄土坑を確認している。時期も掘立柱建物と同じ7世紀後半～8世紀初めを想定できることから官衙関連の遺構と考えられる。郡家東側の調査では版築遺構が確認されており、礎石建ち建物に伴う版築基壇の痕跡であると推測され、正倉がこの地域に移転した可能性が考えられる。時期については、8世紀中葉以降と想定される。なお発見された地点は、想定している郡家東側における区画遺構よりもさらに東側に位置することから、この時期には、郡家の範囲が東側に拡大したものと思われる。

郡家の年代観については、報告書刊行後の調査研

究の結果を踏まえ、郡衙造営期を7世紀後半に、郡庁Ⅰ期を7世紀末から8世紀中葉、郡庁Ⅱ期を8世紀中葉から9世紀前半と捉えている。

2) 下寺尾廃寺（七堂伽藍跡）

高座郡家から南西250mに位置し、これまでの調査成果から、大きく4期の変遷を想定することができる（図6）。すなわち造営期を7世紀後半とし、創建期が7世紀末から8世紀前半、再建期を8世紀後半頃、改修期を9世紀第2四半期から中葉、そして寺院廃絶期を9世紀後半とした。さらにその後の仏堂期を10世紀後半から11世紀代と捉えている。寺院の構造は時期によって伽藍区画が異なり、創建期においては大型柱穴列の存在から掘立柱塀によって区画され、不整の方形に囲繞されていたが、再建期には区画溝の存在などから築地塀によって一辺78mの正方形に区画がされていたことが認められた。また、伽藍域内における主要建物については、創建期

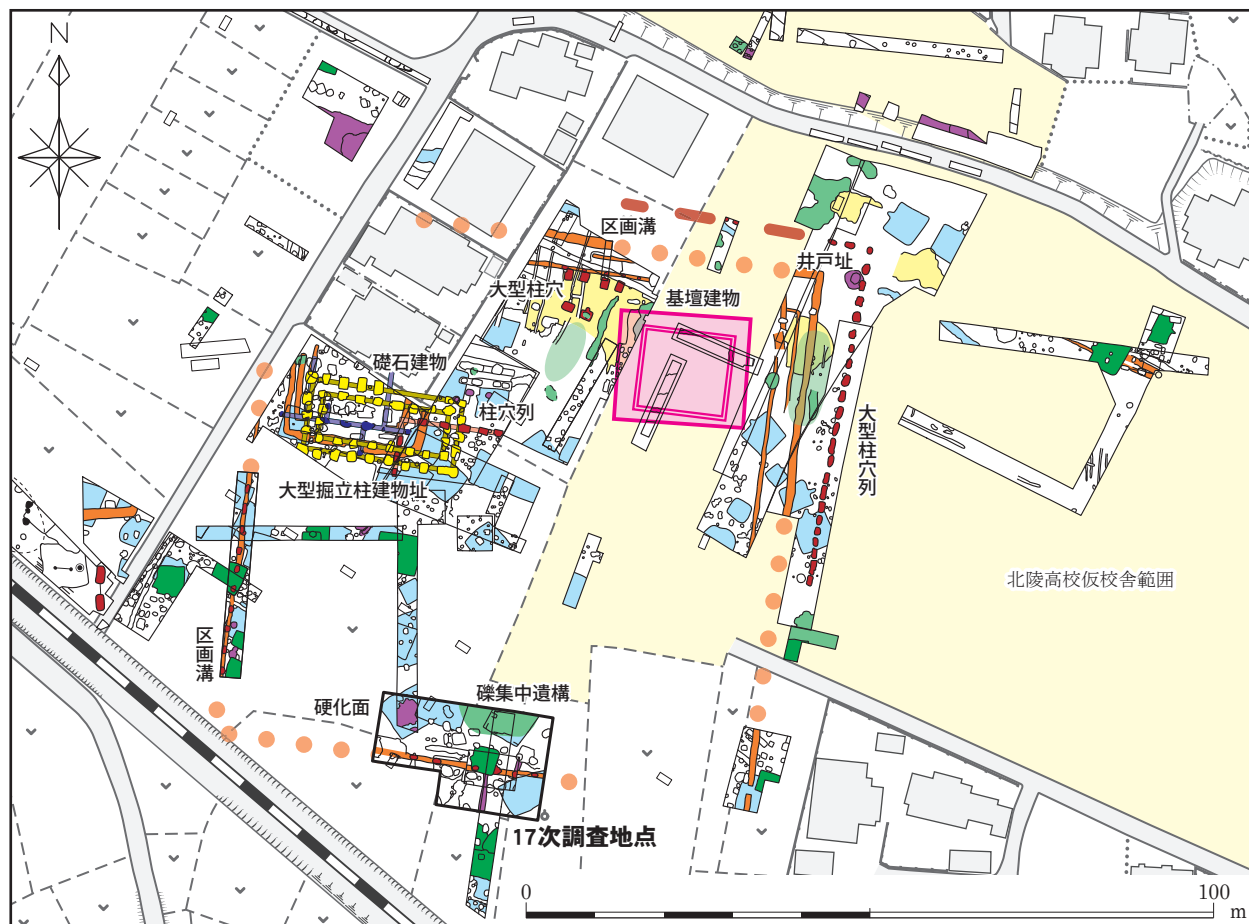


図6 下寺尾廃寺（七堂伽藍跡）遺構配置図

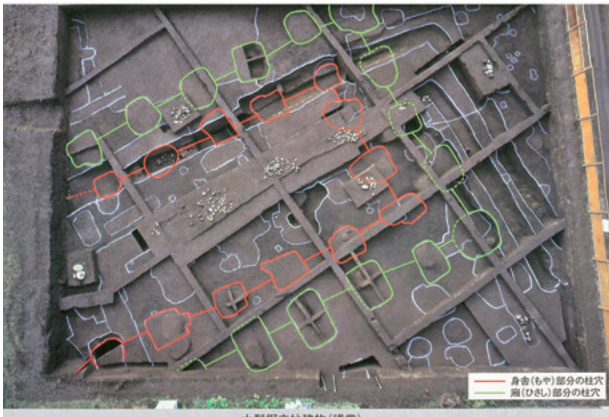


図7 推定講堂

には金堂と判断した丁寧な版築を伴う掘込地業を有する基壇建物と、3間×7間の規模で四面に廂を有する講堂と想定できる大型掘立柱建物の存在を確認した(図7・8)。これらの建物は、再建期においてもその場所を引き継ぎながらも、講堂は掘立柱建物から同じ位置で礎石建物へ、金堂はやや規模を縮小し建物の向きをやや変更して建て替えられたものと考えられる。再建時に整備された区画は、金堂の改修時には一部の機能を失ってしまった可能性が高いが、主要建物である金堂は屋根を葺き替える改修が行われ、寺院としての機能は継続する。しかしながら9世紀後半のある段階において、火災などの災害に見舞われた可能性が高い。この段階で寺院としての機能が失ったと考えられる。その後の状況については現段階では不確定であるが、10世紀後半から11世紀代において新たに区画溝で囲まれる独立した礎石建物の存在が明らかになっている。この建物は、創建期から続いていた講堂部分に建てられており、当地域が宗教的な場所として継続されていた可能性が高い。しかしながら、新しい礎石建物の建立の背景は、これまでの寺院とは異なるものと思われる。下寺尾廃寺から出た遺物を見てみると銅匙をはじめとする仏教遺物の出土が多数みられ、遺物の面からも寺院であることを裏付けている。特に銅匙や軸端などは国内の材料でないことから舶載品の可能性が高い。また、軒丸瓦に関する詳細な観察から相模国分寺や相模国府域より出土しているものと同範であ



図8 推定金堂の掘込地業

ることが指摘され、その結びつきが強いことが示唆されている。

3) 川津と祭祀場

郡家および下寺尾廃寺(七堂伽藍跡)の周辺においては、注目される遺構や遺物が発見されているが、そのうち小出川河川改修に伴う調査では、下寺尾廃寺から西に約200m部分で川津が発見された。これは小出川が大きく弓なりに曲がる地点で東側に大きく掘削され、底面に円礫を敷き詰め整備を行った可

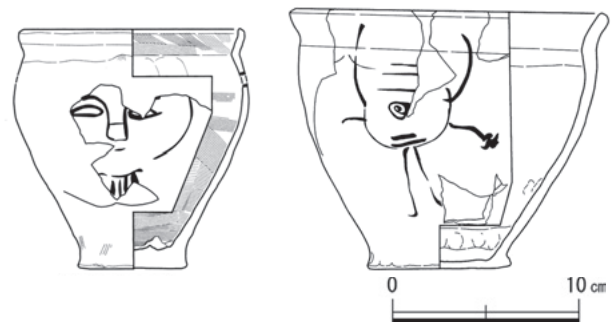


図9 川津と人面墨書(神奈川県教育委員会提供)

能性が高い。また、近くからは並立する2間×4間の掘立柱建物が複数配置されており、荷揚げ・積み出し物資の一時保管施設であることが指摘されている。なお時期については、周辺の竪穴建物などから、8世紀後半から9世紀中ごろと考えられている。さらにこの川津付近では、人面墨書土器や絵馬、皇朝銭、斎串などが出土しており、この場所において水辺の祭祀が行われていたことが明らかになっている(図9)。こうした行為は官衙周辺で行われる神祇祭祀と思われ、本例も同様のものと思われる。また下寺尾廃寺の南東約250mに位置する北B遺跡地点でも旧河道が発見され、木簡や墨書土器、皇朝銭、鈴、櫛、さらには漆紙文書などが出土しておりこの河道でも祭祀が行われていたと思われる。前述した川津付近の状況に比べるとやや仏教的要素が見受けられるが、こうした遺跡の存在は官衙域や寺院および周辺集落の様相を知る上で重要である。

4) 下寺尾官衙遺跡群の本質的価値

「史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」の策定で検討された本質的価値は以下のとおりである。

①郡家の構造と変遷を知ることができる。②郡家とその周辺寺院との関係を知ることができる。③郡家に近接する川津の存在と祭祀の様相を知ることができる。④遺跡群の位置する地形から、郡家やその関連施設の立地や景観を知ることができる。⑤遺跡の重層的な在り方から、郡家を中心として地域の歴史的な変遷を知ることができる。

(3) 史跡下寺尾西方遺跡の概要

1) 発見された遺構

下寺尾西方遺跡からは、弥生時代中期の環濠を形成する溝のほか、竪穴建物、さらに土坑、土器集中などが確認されている(図10)。このうち環濠を形成する溝は規模と断面形態が異なる2条が確認されており、内側の環濠範囲は、全体規模が東西約200m南北約250mで、平面形は不整形形をしている

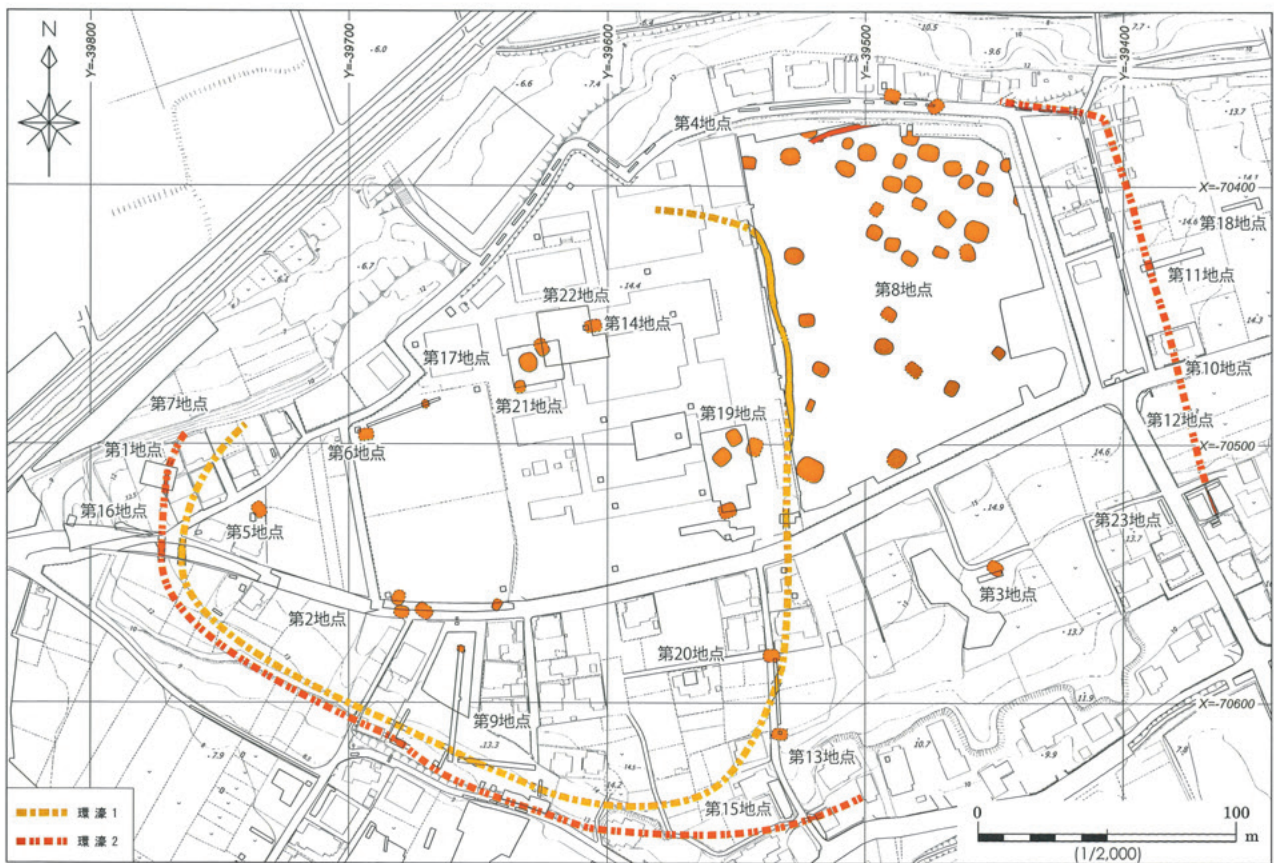


図10 下寺尾西方遺跡環濠集落遺構配置図



図11 内側環濠

と考えられる。溝の断面はV字形を呈している（図11）。また外側の環濠範囲は、規模が東西約400m南北約250mで、平面形は西側が狭い不整長楕円形をしていると考えられる。溝の断面形は逆台形を基本としている（図12）。

竪穴建物は、これまでの調査で可能性があるものを含め全部で58軒が確認されている（図13）。内容は内側環濠の内側で17軒、外側で41軒である。なお、竪穴建物と並んで集落での中心となる掘立柱建物はこれまで発見されていない。また貯蔵穴などの施設も明確ではない。竪穴建物は出土土器の年代から3期の変遷が想定される。竪穴建物の中には焼失した存在もみられ、可能性があるものも含めると18軒を数え、確認されている竪穴建物のおよそ3割にあたる。分布や時期をみると、どこかのエリアに限定されることなく全域から確認されていることや、时期的にも片寄りは見られないことから、一地域で短期間に起こった現象ではないと考えられる。



図12 外側環濠

2) 出土した遺物

出土遺物は、土器を中心に石器・石製品、それに鉄器が確認されている。

土器は、弥生時代中期後半に南関東一体を主な分布圏とする土器様式である宮ノ台式土器が中心であり、櫛描文や縄文施文、ハケ調整技法などを特徴とする。器種は壺及び甕を主体としており、その他に高坏や脚台高の低い台付甕、鉢などが認められる。石器・石製品では、勾玉未成品、管玉、磨製石斧、打製石斧、石錘、浮子、敲石、砥石、台石、磨石、打製石鏃、磨製石鏃、礫器、加工痕のある剥片などで、このうち磨製石斧は、両刃石斧、扁平片刃石斧、抉入柱状片刃石斧などが確認されている。勾玉や磨製石斧では未成品が出土しており、石器等の製作行為も行われていたことが窺える。道具としての敲石、砥石、台石などの存在もこうした活動を裏付けるものであろう。さらに碧玉製勾玉の未成品も確認されており、通常の石器に加えこうした特殊製品の製作

も行われていたことも想定できる。鉄製品は3点出土している。このうち2点が板状鉄斧で、ともに工具としての利用が考えられる。これらの板状鉄斧は木製品などの製作に使用されていた可能性が考えられる。本資料は該期における鉄製品の出土事例が少ないなかで貴重であると言える。また搬入経路やその存在の背景を考えることで本遺跡の特徴を導き出せる可能性がある。これら鉄斧とともに磨製石斧も出土しており、該期の石器使用と金属器使用との重複を示しているもので重要な資料である。

3) 下寺尾西方遺跡の評価

下寺尾西方遺跡に関する本質的価値については後述するとおり現在検討中であるが、総括報告における内容は以下のとおりである。

①南関東における最大級の環濠集落

下寺尾西方遺跡で確認された環濠集落は、これまでの調査成果から、規模と形態の違う2本の環濠によって圍繞され変遷しながら営まれる集落である。このうち外側の環濠に伴う集落の規模は、南関東(神奈川県・東京都・埼玉県・千葉県)地域において、最大級の面積を有する規模である。また当初の環濠集落から拡張された集落への拡大は2倍以上であり、しかも一方向に大きく広げられており、集落の拡張を考える際に必要な資料となる。このことは下寺尾西方遺跡の大きな特色と言える。

②弥生時代中期後半に限定される環濠集落

下寺尾西方遺跡から出土する弥生時代の遺物は、その多くが中期後半の「宮ノ台式期」に該当する。このことから下寺尾西方遺跡では、集落の形成から展開、そして廃絶というそれぞれの過程が、この宮ノ台式期に限定されていることから、集落に関わる集団は宮ノ台式期という限定された時期に当該地を選地し、集落を形成し活動をはじめ、その後拡張を行い継続して集落を営んで当該期の中で終末を迎えるという、言わば集落の生涯を知ることができる遺跡である。このことは弥生時代中期後半、宮ノ台式期の環濠集落を考える上で貴重な資料である。



図13 竪穴建物

③鉄器と石器が共存するとともに生産機能を有する遺跡

下寺尾西方遺跡からは土器類とともに、鉄斧2点と内容が不明だが鉄製品が1点出土している。一方、磨製石斧などの石器も出土しており、鉄器と石器の共存が明らかになっている。このことから下寺尾西方遺跡は石器終末と鉄器出現の移行期の様子を知ることができる遺跡と言える。

鉄斧は科学分析の結果、大陸の鉄鉱石を原料にしたものとされ、鉄製品の流通や技術の伝播などを知る重要な資料である。また鉄斧や磨製石斧などの木工具の存在は、遺跡内で木製品製作が行われていた可能性を示している。さらに、石器・石製品の中には勾玉や磨製石斧の未成品が確認されていることや敲打具の敲石などのものも明らかになっており、下寺尾西方遺跡において石器・石製品の製作が行われていたことも示している。こうした内容から、石器と鉄器の併存の様子に加え、木製品や石器・石製品の生産機能を有する遺跡の様相を知りえる遺跡として評価できる。

④相模川下流域における中心的な集落寺尾西方遺跡は、相模川流域の東岸南部に位置するが、周辺には弥生時代中期後半の遺跡が複数所在している。これらは下寺尾西方遺跡を中心にいずれも5 km圏内に10ヶ所が認識されているが、北部の台地に立地し環濠を有するものや南部低地の砂丘上に立地し環濠を有するものなど注目される遺跡も見受けられる。

こうした相模川流域における環濠集落については、大規模な環濠集落を中心に社会的なまとまりを形成しており、下寺尾西方遺跡もかなり大きな規模を有していることから中心となる遺跡と思われる。また台地や低地を含む活動範囲の面からも中心部分に位置しており、交流に必要な陸路や川など活用も容易であったことが推測できる。それに加えて、鉄斧や磨製石斧など木工具の存在や大型勾玉の未成品などの出土から石器製作機能を持つ生産遺跡としての側面も有しており、物流の拠点となっていた可能性も想定される。これらのことから、下寺尾西方遺跡は弥生時代中期後半における相模川東岸南部の中心的な集落であると考えられる。

4. 今後の保存活用

前述したとおり平成31年2月に新たに弥生時代環濠集落として史跡指定されたことで、下寺尾西方遺跡は史跡下寺尾官衙遺跡群と史跡下寺尾西方遺跡の二重指定を受けることとなった。

指定後の動きとしては、新たに弥生時代の環濠集落として指定されたことを広く周知するとともに、弥生時代に関するテーマでシンポジウムや講演会、学習会を開催している。また、二重指定を受け二つの史跡が存在することを知らしめる「重なる史跡」と題したシンポジウムも開催した(図14)。さらに史跡の保存活用に関する大きな柱となる保存活用計画については、茅ヶ崎市文化財保護審議会に付属する下寺尾遺跡群保存活用部会にて検討を進めている。検討にあたっては、二つの史跡をどのように扱っていくかという課題がある。既に史跡指定を受けている古代の下寺尾官衙遺跡群については、『史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画』が策定されているが、新たに古代に加え弥生時代にかかわる本質的価値が加わることになる。同じ遺跡に二つの史跡が存在するという事実は避けられないことから、両史跡の保存活用を進めるにあたっては、この重なる史跡に対する考え方を明らかにし、双方の価値を活かしながら整合性を図り策定していくこととなると思われる。



図14 シンポジウムの様子

る。

現在、部会では『史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画』とは別に史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画を策定することとし、以下の内容に沿って検討を進めている。

①下寺尾西方遺跡の本質的価値および構成要素の確認

下寺尾西方遺跡における弥生時代環濠集落にかかわる本質的価値について確認を行う。また、それらにともなう構成要素についても確認する。

②(下寺尾遺跡群における)重なる史跡(遺跡)に対する基本的な考え方

保存活用を進めるにあたって、重なる史跡に対する以下の内容に関する基本的な考え方を示す。
i) 保存整備における基本的な考え方、ii) 調査・研究における基本的な考え方、iii) 公開活用における基本的な考え方

③『下寺尾官衙遺跡群保存活用計画』との整合性および課題に対する必要事項の検討

計画作成時において、史跡の本質的価値の一つに「遺跡の重層的な在り方から、郡家を中心として地域の歴史的な変遷を知ることができる。」として弥生時代遺跡の存在に関しても評価していたが、新指定にともない改めて整合性の確認を行い、課題の有無確認と抽出を進め、必要に応じた計画の修正について確認を行う。

④今後の取り組みについて

原則として『下寺尾官衙遺跡群保存活用計画』の



図15 下寺尾遺跡群における重層する遺跡の概念図

整備手法に基づき保存活用を進めていくが、上記確認検討作業の結果を踏まえ、今後の取り組みに対する具体的な計画を作成する必要がある。計画には、公有地化などの状況も踏まえ、整備に対する年次、地区ごとの取り組みを示すとともに、確認調査をはじめとする調査研究、公開普及事業についても可能な限り具体的な内容を盛り込む必要がある。

⑤その他

i) 地域・研究者等との連携の強化と加速化

現在進めている市民対象の学習会や関係団体との連絡会などについて、その現状を確認し、将来の保存会発足へ向けた動きを意識して進めるための検討を行う。

ii) 現段階での対応（本整備までの取り組み）

整備計画作成ならびに整備工事完了までには時間がかかることが予想されることから、この間、現地における公開普及に対応できる工夫が必要であると思われ、仮表示や説明板設置、さらには仮ガイドン

ス施設の設置など、これらに対する考え方や方法について具体的に検討する。

5. 重なる史跡（遺跡）について

一つの遺跡（同じ場所）に時代が異なる遺跡が存在する例は決して少なくはない。考古学ではこうした遺跡を複合遺跡と呼んでおり、むしろ単独の時期を示す遺跡が少ない可能性もある。この複合遺跡のあり方は、時期によっては確認される面の高さ（標高）が微妙に異なっているものもあり、平面的には同じであっても高さが異なって確認されることから重層的に遺跡が存在していることになる。このことは、重なっている遺跡を順番に確認していくことで、その土地における歴史を紐解いていくことになり、複合遺跡が持つ情報は土地の歴史を知るうえで欠かせない内容であると思われる。下寺尾西方遺跡においても、史跡として評価された弥生時代と古代の遺跡のほかに、縄文時代や古墳時代、中世、近世、近

現代の遺構や遺物が重なっている部分が存在している（図15）。今回二つの史跡が指定を受けたことで、あらためて複合遺跡について注目していくことが必要であろう。

こうした数多く存在する複合遺跡の一つである下寺尾西方遺跡においては、古代と弥生時代という異なる時代の内容が、それぞれ史跡下寺尾官衙遺跡群と史跡下寺尾西方遺跡として二重指定された遺跡となる。こうした二重指定を受けている例は少なく、同様な例は、福岡県福岡市に所在する「史跡福岡城跡」と「史跡鴻臚館跡」だけと思われる。このことは、下寺尾西方遺跡の大きな特徴として捉えることができる。そこで、重なる史跡がもたらす課題と期待について考えてみたい。

二重指定を受けたことで、下寺尾西方遺跡を訪れる人や地域の方は、何時頃のどんな史跡なのかを知るうえで混乱をきたす可能性がある。つまり、同じ遺跡に複数の時代の内容が重なっていることへの理解は単一遺跡より複雑であると思われる。この課題については、遺跡が持つ重層性を理解してもらうことが必要であるが、そうしたなかで本事例のような複数の史跡が重なっていることを丁寧に説明する機会を設けることで遺跡の重層性への理解が深まる、という期待が持てる。また複合遺跡についての理解が深まることで、土地に刻まれた地域の歴史を知る機会となり、地域においては、二重指定という希少性および重要さに対する認識を深め、後世に継承していく地域遺産としての誇りを醸成していくことを目指すことが可能である。

また、重なる史跡に対する今後の研究や調査方法について、考え方をまとめていく必要がある。これは現状保存が原則である史跡において、重層する二つの史跡のどちらに重点を当てていくのか、そして双方をどのように調査していくのかなど避けられない重要な課題である。これらの課題については、それぞれの史跡の特徴を正確に捉えていくことが必要であろう。またこうしたことを検討していく中で、これまでは指定した時代だけを中心に扱い、その他

の時代に関する調査研究が停滞する状況も生じていたが、今後遺跡を重層的に見ることで、調査研究の幅が広がっていく可能性がある。加えて、こうした国史跡という評価を受けたそれぞれの遺跡が、同じ場所に形成されたことについては、時代を超えて共通点があった可能性があり、遺跡立地論的な視点での研究が進んでいくことも期待が持てる。

今後進めていく下寺尾遺跡群における保存整備に際して二つの史跡をどのような考え方で整備し活用していくのか、方針や方法を考えていかなければならない大きな課題であるが、これについては、ともに我が国の歴史を語るうえで欠かせない重要な文化財であるということ踏まえ、遺跡の優劣が生じることのないようにする必要がある。その上で、同じ場所に異なる時代の史跡（遺跡）が存在するという事実を認識し、双方それぞれが有する特質を尊重しながら史跡（遺跡）全体の調和のとれた効果的な保存整備を考えていくことが必要であると思われる。また、その取り組みは数少ない二重指定に対するさきがけになると思われる。

【引用・参考文献】

- 岡本勇 1969「神奈川県茅ヶ崎市西方貝塚」『日本考古学年報』17日本考古学協会
- 富永富士雄 大村浩司ほか 1988『下寺尾西方A遺跡』茅ヶ崎市埋蔵文化財調査会
- 村上吉正 井澤純 宍戸信悟ほか 2003『下寺尾西方A遺跡』（財）かながわ考古学財団
- 大村浩司 田尾誠敏ほか 2013『下寺尾官衙遺跡群の調査』茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告40 茅ヶ崎市教育委員会
- 茅ヶ崎市・茅ヶ崎市教育委員会 2017『史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画』茅ヶ崎市教育委員会
- 大村浩司ほか 2018『下寺尾西方遺跡の調査』茅ヶ崎市教育委員会